

令和8年度 第1回 公民館運営審議会 会議録

1 日時・場所 令和8年9月29日（火）午後1時30分～3時10分
中央公民館4階大ホール

2 出席者

<委員15名>

藤田 均委員	蓬萊道龍副委員	浜辺健一委員
稲地裕昭委員	告野幹也委員	藤原敏行委員
岩永知子委員	大島あんず委員	橋本泰一委員
佐藤敦子委員	森岡元子委員	寺本善英委員
岡本貴美代委員	平田和也委員	

（欠席：池井広明委員 常深裕史委員 高森伸彦委員）

<事務局14名>

大北由美教育長	森田眞規教育総務部長	
大西武宏生涯学習課長	長田麻理係長	
金井善純館長	生田淳仁所長	横田浩一館長
藤井克成館長	長谷川敏彦館長	正心 均館長
山本佳史館長	梅田宏和館長	野口博史館長
石田英之館長		

3 報告

- （1）令和8年度三木市教育の基本方針について
- （2）各公民館の活動目標及び事業進捗状況について

4 公開・非公開の別 公開

5 傍聴人の数 1人

6 会議の概要

1 開 会 長田生涯学習課係長

2 あいさつ 大北教育長

3 委員自己紹介

4 委員長・副委員長の選出

委員長 藤田 均さん
副委員長 蓬萊道龍さん

5 報 告

- （1）令和8年度三木市教育の基本方針について
（大西生涯学習課長説明）

- （2）各公民館の活動目標及び事業進捗状況について（各公民館長より状況説明）

6 議 事 営利事業者に対する貸館について

7 そ の 他 各地推協における指導者・リーダー研修会等実施予定について

8 閉 会 蓬萊副委員長

7 発言の内容

《開会あいさつ》

大北教育長：日頃より公民館運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本日は、浜辺様、稲地様、常深様、岩永様、橋本様、高森様、平田様には2年間何卒よろしくお願い申し上げます。これまでお世話になりました皆様にも、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

さて、11月の文化祭終了後より解体準備に入り、来年1月からここ中央公民館は使用できなくなるため、その期間は別の場所で活動していただく段取りを進めている。周知の通り、公民館活動は地域の社会教育、人権教育、まちづくりにおいて重要な役割を担っている。社会全体が日々変化し続ける中、公民館も変わっていく必要があると考えている。

本日は、昨年度の実績報告と本年度各公民館の活動目標、現状と課題について説明させていただく。

また、営利事業者に対する貸館に関しても説明し、委員の皆様から多くの意見をいただきたい。

さらに、昨年度審議いただいた公民館の窓口開庁時間短縮については、9月1日より窓口対応時間を9時から16時30分までとし、新体制で対応している。ご意見や気づきがあればぜひお聞かせ願いたい。

短時間ではあるが、多くのご意見を賜れば幸いである。

《報告内容についての質疑応答》

寺本委員：報告を聞かせていただいた中で、館外研修など行動範囲が広がっていて県外や市外にも行かれているが、交通手段は市のバスと社協のバスだけなのか？それで十分な活動ができているのかどうかを聞かせていただきたい。

石田館長：主に市のバス、福祉センターのバス、吉川支所のバスがある。その3台をそれぞれの公民館が申し込んで活用している。日程が重なれば調整を行う。ただ、例えば吉川町公民館の場合、女性セミナーを実施しているが、希望人数が増加しており、通常2台で行くところ乗りきれないことがあった。その場合は、申し込み順あるいは抽選で決めている。また、高齢者学級では参加者が費用を負担し、一般の貸切のバスを利用するケースもある。

寺本委員：一般のバスだとだいぶ経費がかかると思われる。活動に支障をきたすのではないか。

石田館長：高齢者教室など安価で実施する場合は市のバスも考えているが、参加者の合意で貸切バスを活用することもあり、それは問題ないと考えている。また、市のバスを利用した場合は午後5時には戻ってこなければならないという制限もあるため、行き先を決める際には苦労している。

寺本委員：バスの運用については、うまく回せているのかという疑問がある。ほかの地区でもバスが使われていると思われるが、市のバスは1台だけなのか？

石田館長：マイクロバスは市に1台、吉川支所にも1台、高齢者福祉センターに1台、合計3台あり、いろいろな団体が申し込んでいると思われる。

計画の調整で問題になることはほとんどない。希望通りの日程が取れないことはあるが、何とか調整している状況である。

寺本委員：わかった。今のところ、うまく活用されているということで理解した。

次に、人権関係の取り組みについて伺う。人権尊重のまちづくり条例に基づ

き活動が続けているが、人権問題は非常に大切であり、軽んじることはできない。私も担当したが、人権啓発ビデオの視聴などで、これまで気づかなかったことの再認識につながっている。特に高齢者の人権研修は重要であると感じている。三木市では公民館を中心に推進しているが、この取り組みはぜひ継続していったほしい。高齢者向けにビデオの貸し出し等も行い、意識啓発を図るなどの支援をしている。老人会だけでなく、いろいろな機会（お寺に集まった時など）に人権ビデオを視聴することも良いと思う。そのような意識を持って取り組んでほしい。

告野委員：公民館の業務軽減のために尋ねる。市民協議会（まちづくり協議会）の地区ごとの公民館の関わり方・度合いについて教えてほしい。協議会の役員は単年度で交代するところもあるが、2～3 年務めるところもある。まち協が主体的にまちづくりを担う方が、計画性や継続性の面でよいと思われるが、役員が毎年変わることによって継続性に課題があるとの話があった。また、市民協議会の組織は区長を中心に各団体が集まっているが、必ずしも会長が区長である必要はないのではないかという提案である。中には独自に事務や会計を管理し、公民館は一定の支援にとどめている地域もあると聞く。そこで、区長協議会と切り離して会長や副会長、会計、庶務などを継続して務められる方に担当してもらうことはできないかという提案である。

大西課長：まち協が独立しているという公民館はあるか？

今、挙手された緑が丘と吉川町公民館では独自に記録の管理や会計を行っているということか。

山本館長：緑が丘では自治会館に職員を雇用し、その方が会計や事務を担当している。

石田館長：吉川町では区長協議会とは別のまち協が独立して活動している。会長は区長協議会出身ではなく、役員には区長協議会のメンバーもいるが、主に別の方が活動を担っている。事務面では公民館職員が支援しているが、事業は協議会の人々が主体的に指導し実施している。

告野委員：緑が丘地区のように自治会館職員がバックアップできる場所とは異なり、吉川地区のように公民館がサポート役に徹するのが望ましいと考える。ただし、単年度交代の区長協議会会長がまち協の会長である場合、1 年交代のため継続に課題がある。引き継ぎはあるものの細かい継続性に欠け、結果的に公民館職員がリーダーシップを取らざるを得なくなることもある。会長を必ず区長が務める形を改め、経験者が数年継続的に役員を務めるような仕組み、吉川地区のような方式がとれないかという提案である。

金井館長：三木地区も吉川地区に似た形で運営している。役員約 10 名のうち半数は前年度の区長経験者であり、その人々が継続して役員として残る組織である。会計や事務は役員が主に事業を進めており、調整をしながら公民館職員が資料作成などの支援をしている。

告野委員：区長が交代しても経験のある者が残り継続することで、市民協議会が役割を果たす体制づくりに活かしてもらえればと思う。このようなことを参考にしてもらい、公民館の負担軽減につなげたい。

藤田委員長：吉川地区について補足する。地区の役員は全員 30 名であり、そのうち半数以上が過去に役員を務めた経験者である。この形に賛同しており、区長を辞めた後も継続的に活動に参加している。他の地区も運営は大変だと思うが、参考にしてもらえればと思う。

今日はせっかくの機会なので、何でも構わない。この 9 月に開館時間が変更

になったが、困っていることや気になっていることはないか。この委員会で提案や再検討の声をぜひ聞かせてほしい。

寺本委員：困っていることもあるが、今のところ柔軟な対応をしてもらっているところもあり感謝している。

《議事内容について》

大西課長：本日の議題は、「営利事業者に対する公民館の貸館について」である。

現在、三木市の各公民館では営利事業者による利用を認めていない。この点は社会教育法第23条第1項（資料72ページ）の文言をもとに、営利を主目的とする事業や特定の営利事業に公民館の名称を利用させること、営利事業の援助に関与しないという解釈がされているためである。しかし、令和5年12月14日付け文部科学省からの通知（資料71ページ）によれば、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないとされている。利用に関するさまざまな事例も示されており、現在の市の運用状況とは異なっている（資料73ページ）。これらの事例によると、利用目的によっては営利事業者の利用を認める場合もあるという内容である。

このような事情を踏まえ、これからの公民館の利用の幅を広げるために、現在の状況改善を検討している。ついては、本日の公民館運営審議会では、営利事業者に対する貸館の検討内容を説明し、意見を求めたい。

事例としては、例えば「大人数を集められる地域において、地域の学校の行事や企業の会議に貸し出す」というケースや、「地域住民の就労支援のため、企業による面接会場として公民館の貸し出しを認める」という例が挙げられる。こうした事例を貸館の基本的な考え方として想定している。

社会教育法第23条第1項（別紙参照）の解釈を踏まえ、民間の営利企業等の利用については、生涯学習課が現在の状況をまとめたものを説明する。

目的は、社会教育の推進及び地域住民の文化福祉の向上であり、営利企業等の法人利用者に対しても施設の対応を行う考えである。利用者や利用対象は非営利の社会教育・文化活動・地域福祉活動・スポーツ活動などの公益的な目的に限るものの、営利企業等の法人であっても以下の条件を満たす場合の利用を認めることとする。

地域住民の啓発や技能向上を目的とした研修講座やワークショップの実施であること。営利目的が主目的ではなく、広域的な社会教育に資する活動であること。ただし、宣伝や販売活動を主目的とするものは利用を認めない。

また、地域住民の利用機会を妨げる恐れがある場合は、利用を制限または調整する。

利用希望者は所定の申請書を提出し、利用目的と内容を明示しなければならない。営利企業の場合は、社会教育的理由による利用であることを証明する書類の添付を求めることができる仕組みとなっている。

費用面についても、営利事業者の利用を認める方向で検討しているが、特に注意すべき点が2点ある。

1点目は、社会的な利用であることの判断、2点目は既存利用者との兼ね合いである。利用者の増加や稼働率の向上は重要だが、既存団体の活動を阻害したり、市民に混乱を招くことがあっては本末転倒である。利用拡大は慎重に行い、あくまでも公民館の社会教育施設としての枠組みの中で実施し、利便性向上につなげたいと考えている。

本日いただいた意見を基に方針案や課題を検討し、今年度第2回審議会までに、希望する企業等があれば随時協議の上で試験的に利用を進め、事例を積み重ねていきたいと考えている。

そして、第2回審議会で状況を報告し、意見を伺った上で、例えば来年4月や7月から正式実施を目指す。

最後に再度説明するが、73ページの事例は各自治体の事例であり、国が指示しているものではない。では、意見を伺う。

浜辺委員：物品販売などを公民館で認めることはトラブルの原因になる可能性がある。また、利用目的が途中で変わる可能性もあり、例えばマインドコントロール的な宗教活動などが考えられる。公民館としては、こうしたリスクを防ぐために監視や介入が可能な項目を設ける必要があると考える。

大西課長：公民館の利用目的の枠内で認める方向のため、宗教活動などは禁止している。社会福祉的な活動に見せかけて問題が生じる場合は検討していきたい。

稲地委員：地域のまちづくり協議会（まち協）は負担が重くなっている。分業や協力体制をつくることで負担軽減を図り、活動の継続を促したい。個人的には独立した体制にしてほしい。

告野委員：営利目的の件で、利用の具体例として、地元の野菜販売など地域住民の利便性のための活動はどうか。同じ内容でも主催者によって変わってくる。企業ではなく地元JAのような団体ならどう扱うのか。

大西課長：営業としての販売は認めないが、地域活性化の目的であれば検討可能と考えている。

藤原委員：文化的な学習普及のための利用は賛成。今後、AIやデジタル関連の新しい学習も増えるだろう。行政が線引きをしながら導入してほしい。

大島委員：まち協の世代交代や若い人の参画の話。若い人も参加しやすい仕組みが大事。会計処理をする場合でも、地域住民だけに任せるのではなく、公民館の職員も関与して安全に運営できるように支援してもらいたい。公民館は安全で健全な場であってほしい。

岩永委員：公民館の市民協議会への関りは、現状通りでいいのではないかと考える。

平田委員：営利企業の考え方では、国からの指針に従い、市の現状、地域の実情に応じた運営が大事。実施しながら慎重に変えていく必要がある。

飲食の扱いはどこまで可能なのか。公民館は社会教育施設であるため、飲酒は難しいだろうが、実態について教えていただきたい。

岡本委員：営利団体について他市の状況を把握しているのか？ 明かな営利目的の場合は拒否できるのではないか。

大西課長：他市の状況把握はまだである。今回検討していただいているのは、営利目的での貸館ではなく、営利団体への貸館である。営利目的の場合は駄目。営利企業で社会福祉や地域貢献する目的で利用する場合は可である。

また、公民館での飲食については、社会教育施設での常識の範囲内での飲食は可であると考えている。

寺本委員：貸館での利用の制限・禁止いうところで、利用制限を外せばいいのでは。

また、敬老会で食事がなくなったら参加しない。食事を共にするのかいいという考えがある。

大西課長：利用機会の制限という表現については、稼働率の高い公民館に事業者が入ってきた際に既存の利用者が利用できなくなることを避けたいという意図によるものである。適切かどうかは今後検討するが、そのような意味合いであるこ

とをご理解いただきたい。

また、飲食に関する話も、例えば現在楽しんでいるサロンが、将来的に営利事業者によって地域のサロンとして運営される場合、そのような利用拡大の可能性も含めて検討している。

森岡委員：貸館について疑問に思うことはないが、国から通知があることは全国的に変えていかないと不都合があるのではないか。そのため、慎重に進めていただきたい。

佐藤委員：各地域に自治会館があり、料金設定で営利目的団体は使用料が高くなる二重設定としているため、そのような考え方も良いと思う。個人的には公民館は安全で安心できる場所であってほしいと願っており、営利団体の利用が悪影響を及ぼさないよう願っている。

大西課長：利用料については検討の余地があるため、今後検討していきたいと思う。

橋本委員：特別支援学校が地域交流の一環で企業の協力を得て販売など行う事例がある。企業の参画は活性化に寄与すると考える。ただし企業が主体になることは避けるべき。

藤田委員長：吉川公民館の3階（ホール）は固定椅子になっている。そこでコンサートを開催し、入場料を取るようなことも検討していただいたら嬉しい。

大西課長：貴重な数々の意見をいただき、ありがとうございました。本日いただいた意見を踏まえ庁内で議論を進め、次回の審議会で報告できるよう努めていく。また、市民協働課とも情報共有しつつ、公民館の社会教育機能と地域まちづくり機能がうまく融合し、進展できるよう努力していく。

藤田委員長：私の進行は以上とする。

《閉会あいさつ》

蓬萊副委員長：三木地区では市民協議会を立ち上げる際に、区長協議会の活動に加えてさらに市民協議会の活動を増やすのは、区長にとって大きな負担となるため、区長協議会を卒業した後に、市民協議会役員を続けていく仕組みを作った。そのため、最低でも2年は役員を務めていただく仕組み。それが現在も継続されている。そのため、区長協議会とまちづくり協議会は区別され、それぞれの役割を担っている。

次に貸館の問題については、公民館だけでなく教育委員会や他の部署で異なった対応がされると混乱を招くこともあるため共通理解を進めていただきたい。

中央公民館の複合化工事が進められ、五つの施設が統合され大きな建物となる。約3年後には新しい中央公民館として完成し、そこでまたこの公民館運営審議会が開催できることを期待している。

本日の令和8年度第1回公民館運営審議会を終了させていただく。